

中期運営方針

平成 22 年 6 月 16 日
企業会計基準委員会

I はじめに

企業会計基準委員会は、平成 13 年の発足以来、我が国の金融資本市場の国際的な競争力の維持、向上を図るために、金融資本市場のインフラである会計基準の開発に取り組み、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めるために、種々の取組みを進めてきた。当委員会は、平成 16 年と平成 19 年に、取組方針に関する中期的な展望を示すために、中期運営方針を公表している。

前回の中期運営方針策定（平成 19 年 6 月）後、国際的な会計基準との関係で、次の動きがあった。

- 平成 19 年 8 月に、当委員会は国際会計基準審議会（IASB）との間で会計基準のコンバージェンスに関する東京合意を公表
- 平成 20 年 12 月に、欧州委員会（EC）は、我が国の会計基準を国際財務報告基準（IFRS）と同等であると決定¹
- 平成 21 年 6 月に、企業会計審議会は、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「意見書」と

いう。）を公表

企業会計審議会の意見書では、平成 22 年 3 月期より IFRS の任意適用を認め、また、IFRS の強制適用の判断を平成 24 年を目途に行うこととしている。これらに基づき、今後、仮に IFRS の強制適用の決定がなされた場合、その後の当委員会の活動は、大きく変容していくと考えられる。

したがって、今回公表する中期運営方針は、以下に分けて策定するものとする。

- ① IFRS の強制適用の判断がなされると見込まれる平成 24 年までの当委員会の活動の基本方針
- ② IFRS の強制適用を見据えた将来の当委員会のあり方の研究

II

「前回の中期運営方針（平成 19 年 6 月）公表後の当委員会の活動実績」と「平成 24 年までの活動の基本方針」

1. 会計基準の開発

(1) 国内会計基準の開発

（この 3 年間の活動実績）

国内会計基準の開発に関して、この 3 年間は

1 東京合意に基づき、平成 20 年までに欧州証券規制当局委員会（CESR）から指摘された IFRS との主要な差異が解消され、平成 23 年 6 月までに残りの既存の差異が解消されるという当委員会の計画を踏まえ、当該決定がなされている。

平成19年8月に公表した東京合意に基づき、国際的な会計基準とのコンバージェンスに積極的に取り組んできた。これらの取組状況を示すために、プロジェクト計画表を公表しているが、同計画表では、プロジェクトを以下のとおり区分している。

- ① 欧州連合（EU）による同等性評価に関連するプロジェクト項目（平成20年末を期限）

- ② その他の既存の差異に関連するプロジェクト項目（平成23年6月を期限）
 ③ IASB/FASBの覚書（MOU）に関連するプロジェクト項目
 ④ IASB/米国財務会計基準審議会（FASB）のMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目

このうち①及び②の基準開発の状況は以下のとおりである。

① EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目

項目	基準開発の状況
工事契約	平成19年12月に会計基準を公表
関連会社の会計方針の統一	平成20年3月に会計基準を公表
金融商品の時価開示	平成20年3月に会計基準を改正
資産除去債務	平成20年3月に会計基準を公表
退職給付債務の計算（割引率）	平成20年7月に会計基準を改正
棚卸資産の評価	平成20年9月に会計基準を公表
賃貸等不動産の時価開示	平成20年11月に会計基準を公表
企業結合STEP1（持分プーリング法の廃止等）	平成20年12月に会計基準を改正
企業結合時の仕掛研究開発の資産計上	平成20年12月に会計基準を改正

② その他の既存の差異に関連するプロジェクト項目

項目	基準開発の状況
セグメント情報の開示（マネジメント・アプローチの導入）	平成20年3月に会計基準を公表
過年度遡及修正に係る表示	平成21年12月に会計基準を公表
包括利益の表示	現在、開発中
企業結合STEP2（のれんの非償却等）	同上
無形資産（社内開発費の資産計上を含む包括的な基準）	同上

これらの基準開発活動の結果、平成20年12月にECは、我が国の会計基準をIFRSと同等であると決定し、平成21年以降もEUにおいて我が国の会計基準を利用した財務諸表での上場及び資金調達を引き続き可能となった²。

（平成24年までの活動の基本方針）

前述のとおり、平成24年を目途に金融庁はIFRSの強制適用を判断する予定であるが、企業会計審議会の意見書では、IFRSの適用には、我が国の会計基準とIFRSのコンバージェンス

2 注1を参照のこと。

が大きく進展していることが不可欠であるとされている。

また、IASB と FASB は平成 23 年を期限とする MOU プロジェクトを進めており、その作業は最終局面を迎えている。

これらの状況を踏まえ、平成 24 年までの間は、既存の差異に係るコンバージェンスを完了させるとともに、IASB と FASB の MOU プロジェクトに関しては IASB における基準開発が終了して適用されるまでの間にコンバージェンスを図り、東京合意で掲げた項目への対応を完了することとする。

具体的には、「②その他の既存の差異に関連するプロジェクト項目」の検討中の項目については、平成 23 年中を目途に基準化を図ることとする。また、以下の「③IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目」及び「④IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討に関連するプロジェクト項目」については、我が国でも受け入れ可能なように意見発信を行うとともに、基準化する方向で検討を進める。

「③IASB/FASB の MOU に関連するプロジェクト項目」

- 連結の範囲
- 財務諸表の表示（フェーズ B）
- 収益認識
- 負債と資本の区分
- 金融商品
- 公正価値測定・開示
- 退職給付
- リース
- 認識の中止

「④IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討に関連するプロジェクト項目」

- 引当金
- 排出権取引

なお、これらのコンバージェンスを進めるにあたっては、連結財務諸表と個別財務諸表の整合性を確保しつつ行うことが基本となるが、個別財務諸表については、いわゆる「連結先行」という考え方も含め、別途の取扱いを行うことも合わせて検討することとする。

当委員会では、これらの会計基準の開発にあたり、「公正性」、「透明性」及び「独立性」という基本理念を踏まえ、市場関係者のコンセンサスを得るべく、十分な審議を行う所存である。また、会社法や税制などの関連法制との関係についても、会計基準が制度上これらと密接に結びついている現状を踏まえ、十分考慮しながら審議を進めていくこととする。

(2) 国際的な会計基準の開発への貢献

（この 3 年間の活動実績）

国際的な会計基準の開発への貢献に関しては、この 3 年間は次の取組みを行った。

① IASB に対する意見発信

IASB が開発する IFRS について新たな基準が適用となる際に、日本においてそれらのアプローチが受け入れ可能になるように、IASB における審議段階から積極的な意見発信を行い、また、論点整理や公開草案に対し、コメントレターを提出した。

② IASB との共同会議、FASB との定期協議

海外の基準設定主体との間の相互理解を深め、国際的な会計基準の改善に寄与するとともに、我が国における意見を国際的な会計基準に反映させるため、IASB との共同会議及び FASB との定期協議を、各々年 2 回実施している。

なお、我が国における IFRS の任意適用が開始されたことに伴い、IASB との共同会議では、IFRS の我が国における適用が円滑に行われるために、IFRS の日本における解釈問題や適用

における実務上の課題についても意見交換を行った。

③ 国際的な会計基準開発作業への協力

IASBの基準開発作業に協力するために、IASBのラウンドテーブルの東京における開催(平成20年12月、平成21年6月、9月、11月)に協力した。

また、IASBに常勤スタッフ2名、出張ベースタッフ2名を派遣し、また、FASBに国際研究員を1名派遣し、基準開発に直接的に貢献している。

④ アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の創設への関与

AOSSGは、アジア・オセアニア地域におけるIFRSの採用、コンバージェンスの促進、IASBへの意見の発信等を目的に、日中韓3か国会議での検討をもとに平成21年11月に創設された。当委員会は、このAOSSGの創設に関する中心的な役割を果たしてきた。

(平成24年までの活動の基本方針)

国際的な会計基準の開発への貢献に関する平成24年までの活動は、基本的には、現在行っている取組みをさらに深度あるものにしていくこととなるが、具体的には、以下を重点的に実施する。

① IFRSに関するアジア・オセアニア地域における中心的な役割を担うための基礎づくり

今後、我が国をはじめアジア・オセアニア地域ではIFRSの採用が加速化すると考えられ、アジア・オセアニア地域の経済規模を踏まえるとIFRSに関して米欧と並ぶ意見発信力を有することができるようになることが重要である。したがって、その実現に向けて平成24年までの期間においては、ASBJは、IFRSに関するアジア・オセアニア地域における中心的な役割

を担うための基礎づくりを行うための取組みを行うことが必要であると考えられる。

そのために、まずはAOSSGにおいて主体的な役割を果たすことが必要であると考えられる。第2回のAOSSG会議は日本が議長国となって平成22年9月に東京で開催されるが、当該会議を成功に導き、リーダーシップを示していくこととする。

また、アジア・オセアニア地域における各々の会計基準設定主体との関係を密にすることも重要と考えられる。従来からの日中韓3か国会計基準設定主体会議に加え、平成22年7月にはインドの会計基準設定主体と定期協議をスタートする予定であり、今後、他の国の会計基準設定主体とも交流を深め、アジア・オセアニア地域におけるIFRSに関する協調関係を推進していくこととする。

② 平成23年のIASBとFASBのMOUプロジェクト完了への積極的な関与及び協力

前述のとおり、IASBとFASBは平成23年を期限とするMOUプロジェクトを進めており、その作業は最終局面を迎えているが、これらのMOUプロジェクトの帰趨は、我が国にも将来的に重要な影響を与えると考えられる。

したがって、IASBとの共同会議、論点整理や公開草案へのコメントレターの提出のみならず、IASBでの審議段階から、IFRSをより高品質なものとする観点から意見発信を積極的に行い、また、日本で受入れ可能なものとなるように取り組む。

さらに、IASBとFASBは、基準開発にあたり、今後、多数のラウンドテーブルやアウトリーチ活動をアジア・オセアニア地域において行うことが予定されており、当委員会では、日本での開催に向けて、これらの活動に積極的に関与、協力し、それらの会合の運営をサポートすると

ともに、日本の市場関係者の意見を的確に伝える場となるように努める。

③ 国際的な会計基準への貢献に関連した人材の育成

今後、我が国で IFRS を導入し、国際的な会計基準への関与を深めていくためには、それらの活動に関与できるだけの専門的知見と英語による意見発信力を有した人材の育成が急務であると考えられる。当委員会における更なる人材育成にとどまらず、関係諸団体と連携し我が国全体での人材育成に寄与できるよう努めるものとする。

2. 会計基準開発に関連した活動

会計基準開発に関連した活動としては、この3年間では、主に以下の取組みを行っており、平成24年までの期間においても、引き続き、それらの活動に注力することとする。

(1) 国内関係

会計基準の国際的なコンバージェンスが進展する中、平成22年3月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置され、非上場会社の会計基準のあり方が検討されており、当委員会は、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会とともに、共同事務局として懇談会の運営事務や資料作成を担っている。今後、非上場会社の会計基準のあり方の全体像について関係者間で合意された場合には、非上場会社の会計基準又は会計指針に積極的に関与していくこととする。

また、IFRSの強制適用の検討に合わせて我が国の会計制度のあり方が議論されていくと考えられることなどから、我が国の会計制度全般に対して積極的に意見発信していくこととする。

(2) IFRS 関係

① IFRS 対応会議への参画

平成21年7月に民間でIFRSの我が国への導入を推進するためのIFRS対応会議が発足しており、当委員会も積極的に関与、参画している。具体的には、IFRS対応会議及びその傘下の国際対応委員会の事務局としての活動を行い、また、翻訳委員会、広報委員会等にも積極的に関与している。今後、上場会社へのIFRSの円滑な導入に向けて、IFRS対応会議及びその傘下の国際対応委員会の事務局としての活動を更に強化していくこととする。

② IFRS 実務対応グループの充実

IFRSの任意適用が平成22年3月期から開始されており、任意適用を検討する会社では準備作業が行われているが、当委員会では、IFRS実務対応グループを平成21年10月に設置し、我が国のIFRSの解釈や実務上の適用に関するサポートを行っている。具体的には、日本経済団体連合会と日本公認会計士協会が共同事務局となるIFRS導入準備タスクフォースで抽出された問題点につき、IASBとの解釈に関する協議を行っている。今後、IFRS実務対応グループを充実させ、関係者のニーズを踏まえ、積極的にサポートすることとする。

III

IFRSの強制適用を見据えた当委員会の将来のあり方の研究

前述のとおり、仮に平成24年にIFRSの強制適用の決定がなされた場合、その後の当委員会の活動は、IFRS関連により重点を置いたものに変わると想定される。したがって、平成24年までの期間に、IFRSの強制適用を見据えた当委員会の将来のあり方の研究を行うことが肝要であると考えられる。

当委員会の将来のあり方を検討する項目としては、以下のようなことが想定されるので、これらについて研究を進めることとする³。

1. 国内会計基準関連

企業会計審議会の意見書では、仮に IFRS が我が国で強制適用された場合でも、強制適用されるのは上場会社の連結財務諸表のみとされ、それ以外の財務諸表については、日本基準が適用されることとなるとしている。当委員会では、意見書を踏まえ、引き続き、市場関係者のコンセンサスを得ながら、上場会社の個別財務諸表や非上場会社などに適用される日本基準の開発を主に担っていくこととなると考えられる。

また、将来的には、企業会計に関する会計基準のみならず、日本の会計制度全般に積極的に関与し、日本の会計基準が全体として整合性のとれたものとなるよう、当委員会が中心的な役割を果たすことが考えられる。

2. IFRS 関連

今後、我が国において IFRS の採用が広まっていく中で、IFRS が我が国の金融資本市場及び経済活動にとってより有用なものとなるよう、当委員会が積極的に国際的な貢献を果たすこととしたい。については、当委員会が担う IFRS 関連の将来の活動としては、以下のような内容が考えられる。

① アジア・オセアニア地域におけるリーダーシップの発揮

前述のとおり、今後、我が国をはじめアジア・オセアニア地域では IFRS の採用が加速化すると考えられ、当委員会では、この地域において

IFRS に関するリーダーとして機能すべく活動を行うことが必要と考えられる。

具体的には、将来的に、アジア・オセアニア地域における IFRS の普及、解釈問題の解決、IASB への統一したコメントの取りまとめなどを中心となって行っていくことができるように、この地域におけるリーダーシップを発揮すべく努めることが必要であると考えられる。

② IASB の会計基準開発への直接的な関与

現状では、主として、IASB への意見発信や定期協議等の議論を通じて、IASB の会計基準開発に間接的に関与しているが、将来的には、当委員会が IASB のプロジェクトの一部を担い、直接的に会計基準開発に関与していくことが考えられる⁴。そのために、今後、それらを担う能力を持った人材の確保及び育成に注力することが必要であると考えられる。

③ IASB の活動に関するプロアクティブな研究及び意見発信

現状では、IASB の審議に合わせ、当委員会からの意見発信を行っているが、将来的には、さらに世界に先駆けて研究を行い、IASB に研究報告等の意見発信を行っていくことにより、IASB の基準開発に寄与していくことが考えられる。

④ IFRS の解釈、実務上の適用に関する日本における中心的な役割

現状では、IFRS 実務対応グループが任意適用会社における IFRS の解釈問題のサポートを行っているが、我が国における IFRS の適用が進むにつれ、IFRS の解釈は重要な問題になると考えられる。

当委員会では、将来的には IFRS 実務対応グ

3 平成 24 年までの間の期間においても、前倒しで実施することが可能なものは、順次実施していく。

4 例えば、現在、採掘産業の会計基準は、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、南アフリカの会計基準設定主体が研究チームを組成し、基準開発の準備を行っている。

ループの活動を拡大、組織化し、IFRS の解釈、実務上の適用に関する日本における中心的な役割を果たすことが考えられる。

⑤ 国内企業の IFRS の適用状況の調査及びそれらの結果の IASB に対する意見発信

現在の IASB と FASB の MOU プロジェクトが終了した後は、IASB における適用に関するレビューが重要な活動になると思われる。我が国においても IFRS の任意適用が開始されるため、当委員会が中心となり関係諸団体の協力を得ながら、それらの適用状況を調査し、IFRS の改善すべき点を抽出し、IASB に意見発信を行っていくことが考えられる。

⑥ 新たに開発される IFRS のエンドースメントプロセスへの協力

現状では、IASB において新たな IFRS が開

発される都度、金融庁が指定国際会計基準として承認することの是非を、パブリックコメント手続により判断している。今後、我が国での IFRS の採用が広がった場合、新たに開発される IFRS の日本国内での承認手続の一環として当委員会が市場関係者の意見を集約し、金融庁が行う承認作業のテクニカル・サポートを行うことが考えられる⁵。

⑦ 上記の IFRS 関連項目を達成するための人材確保と組織運営方法の検討

上記に掲げた IFRS 関連項目を達成するためには、IFRS に関する知識のみならず、英語力を含む国際的渉外能力を持った人材を十分確保することが必須である。また、そのためにふさわしい組織のあり方についても、今後研究する必要がある。

5 例えば、EU では、現在、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が EU 議会に対してエンドースに関するアドバイスを行っている。